

矢作川避難計画（案）

令和7年 月 ～第2版～

岡崎市

目次

はじめに	1
I. 計画の位置付け	2
II. 計画の内容	2
1. 対象とする水害	2
2. 想定される事態	3
3. 避難が必要とされる地域及び対象者	5
4. 区分と判断基準	6
5. 対象者の避難行動及び避難場所	8
6. 要配慮者対策	10
7. 避難手段及び避難誘導	11
8. 関係機関の役割・連携体制	12
9. 治安対策	13
10. 意識の共有・普及、啓発	14
III. 今後の取組	15
IV. 附属資料	16
1. 矢作川流域の浸水実績	16
2. アンケート結果	18

はじめに

本市を流れる矢作川は、長野県の源流から岐阜県を経て愛知県ほぼ中央を南に流れ、三河湾に注ぐ延長 118km、流域面積 1,830 平方キロメートルの一級河川で、堆積作用により形成された氾濫平野には、本市人口の半数以上にあたる約 20 万人が暮らしています。

矢作川流域では、集水域から氾濫域にわたる全ての関係者が連携し、効果的な治水対策を講じる「流域治水」を計画的に推進していますが、近年の気候変動により、台風の巨大化やこれまでにない豪雨が発生する可能性があり、大規模な水害の発生が懸念されています。

通常、河川氾濫時の避難は、河川管理者が設定した水位に基づいて避難行動を開始します。しかし、矢作川では、これに従って避難を開始した場合、避難完了までに必要な時間（リードタイム）が不足し、逃げ遅れが生じる可能性があります。そのため、住民の逃げ遅れを防ぐことを目的に、早期避難情報を発出する「矢作川避難計画（以下、「本計画」という。）」を令和 3 年 6 月に策定しました。

策定から 3 年が経過し、その間に大規模河川の氾濫が社会全体の課題として広く共有され、全国各地で避難のあり方が検討されており、その対応方法が具体化してきています。「避難情報に関するガイドライン」や「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」に基づき、また合わせて、有識者や関係機関等から聴取した意見を踏まえ、計画の実行性を高めるための見直しを行いました。

見直しに際して、具体的な対策がまだ策定されていない事項については、【今後の課題】として継続的に取り組み、大規模水害による犠牲者をゼロにするための努力を続けてまいります。

I. 計画の位置付け

本計画は、矢作川における氾濫の危険性が高まった際、早期に浸水想定区域外へ自主的な避難を促すことで、氾濫により影響を受けるおそれのある住民の逃げ遅れを無くすことを目的とする。

II. 計画の内容

1.対象とする水害

- ・想定する水害の規模は、想定最大規模（L2）とする。

【解説】

国土交通省における水害の想定最大規模（L2）とは、これまで想定していた計画規模洪水（L1）を大きく上回る降雨を対象としており、堤防天端高を大きく上回る水位が予想されます。L2降雨による洪水浸水想定区域図は、過去にその地域で実際に降った降雨から想定される最大規模の降雨（矢作川流域は48時間総雨量683mm）により堤防が決壊したり、溢れたりした場合に、その氾濫水により浸水が想定される範囲と浸水深を示したもので、矢作川水系矢作川洪水浸水想定区域図（国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所：令和元年6月）として公表されています。

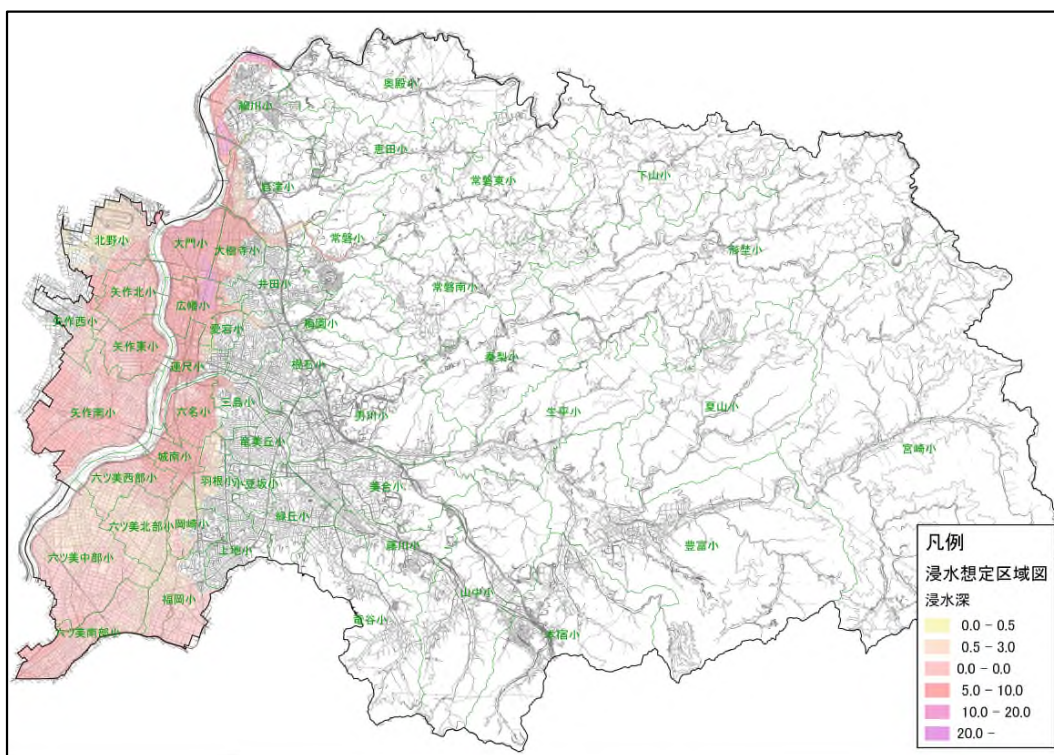


図1：浸水想定区域及び浸水深

2.想定される事態

- ・浸水が発生した場合には10mを超える浸水深の地域があり、氾濫流や河岸浸食によって家屋の倒壊などの危険性がある。
- ・巨大台風接近に伴う風雨により、公共交通機関の遅延や停止により、避難が困難になるおそれがある。
- ・1週間～2週間未満の浸水継続が見込まれる地区があり、長期にわたり孤立するおそれがある。
- ・屋内安全確保や緊急安全確保をする人数が多いほど、その後の救出救助活動に時間を要することとなる。
- ・適切な避難行動が行われなければ、人的被害の発生は避けられない。

表1 避難行動の整理表

避難行動	避難先 (詳細)	居住者等が平時からあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム ^{※1} の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物 (適切な建物が近隣にあると限らない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・急に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等 	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
警戒レベル4までに必ず避難					
立退き避難	安全な場所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所 (小中学校・公民館、マンション・ビル等の民間施設、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等) ・安全な自主避難先 (親戚・知人宅、ホテル・旅館等) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等 	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令)
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な上階へ移動 ※「上階へ移動」は、自らが居る建物内に限らず、近隣に身の安全を確保可能なマンションやビル等の民間施設がある場合に、当該建物の上階へ移動 (画像参照) することも含む ・安全な上層階に留まる 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障^{※2}を許容できるかを確認 ・市町村・地域と民間施設間で避難に関する協定を締結 ・孤立に備え備蓄等を準備 等 	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動 警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 (土砂災害と津波は自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため立退き避難が原則)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保できれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。
 ※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

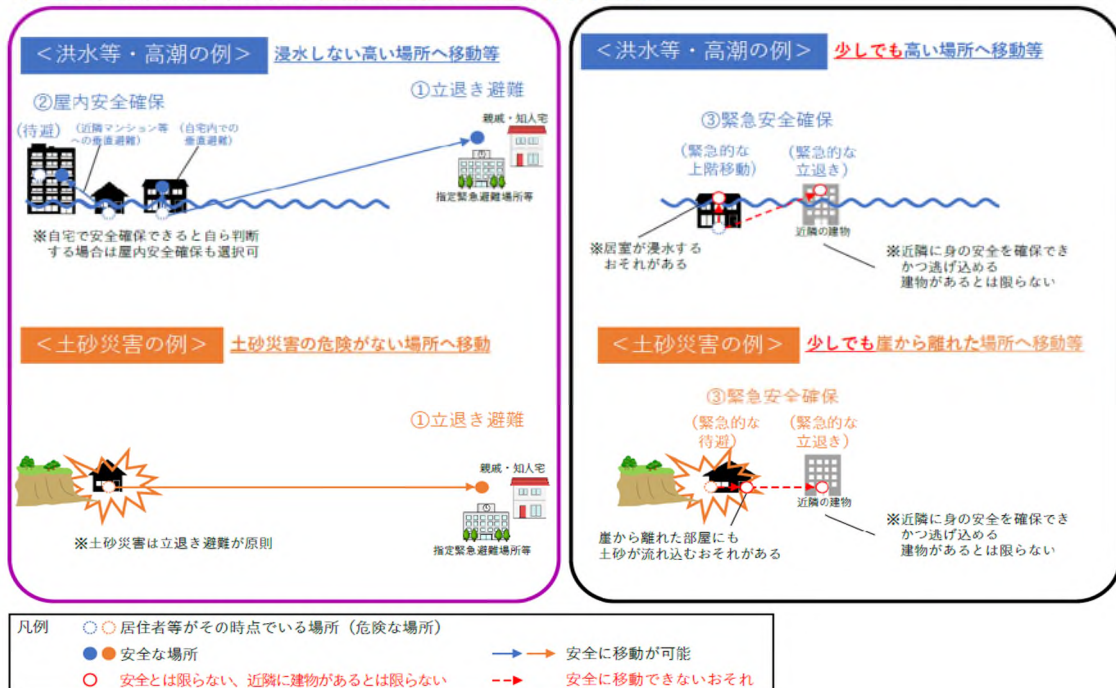


図1 避難行動のイメージ (洪水等・高潮、土砂災害の例)

《出典》「避難情報に関するガイドライン」、内閣府(防災担当)、2021、p14

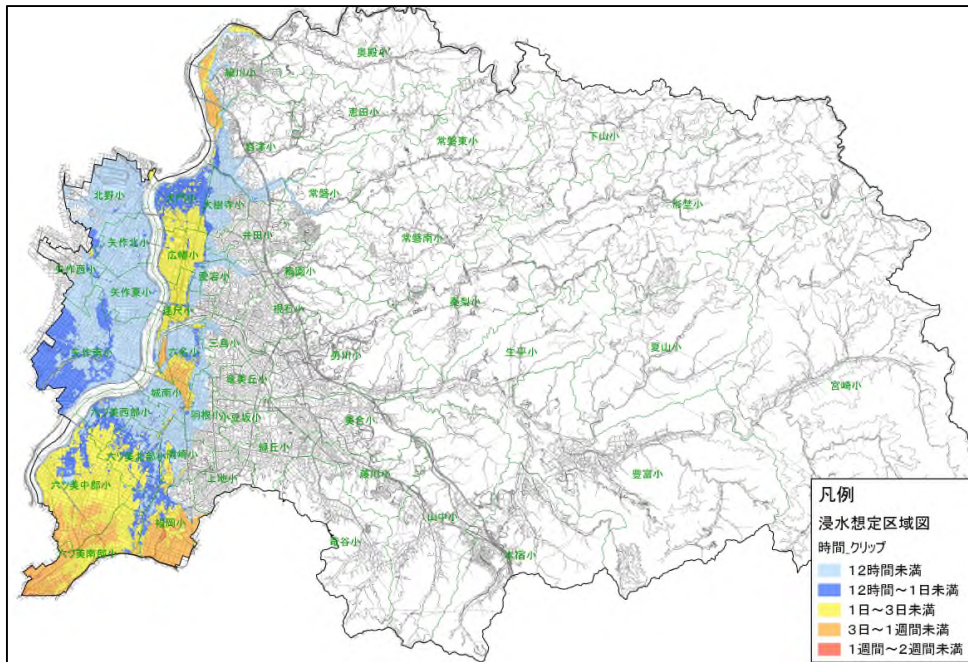


図2：浸水想定時間

※図2は、浸水深が50 cmになってから50 cmを下回るまでの時間の最大値を図化したものです。

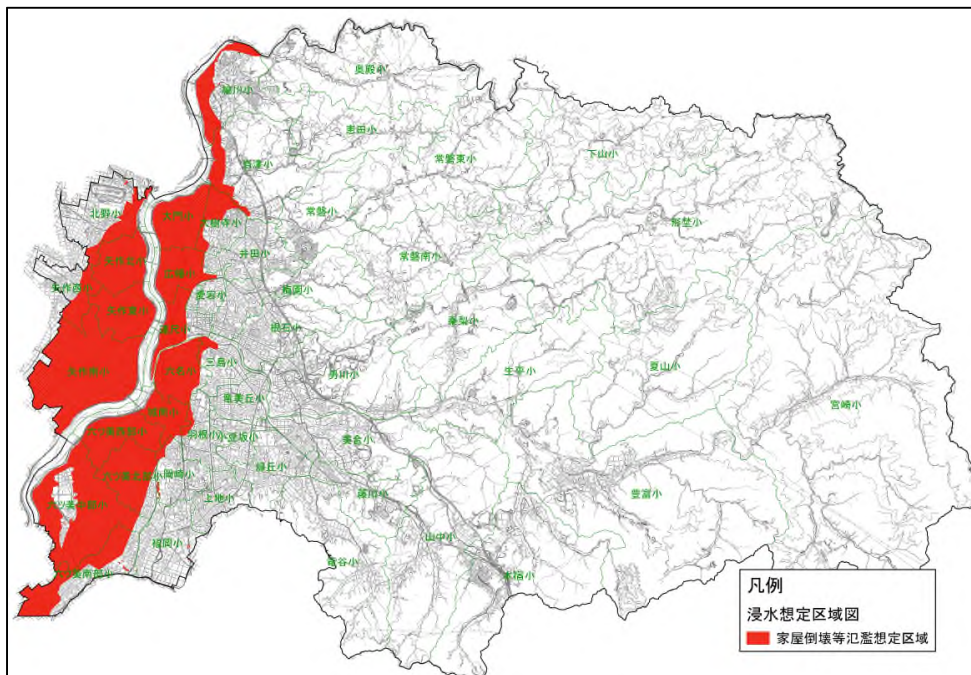


図3：氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域

※図3は、洪水時の河岸侵食が発生するおそれがある範囲を除外した氾濫流のみの家屋倒壊等氾濫想定区域を図化したもので、直接基礎の木造家屋が流出・倒壊のおそれのある区域を示しています。

3.避難が必要とされる地域及び対象者

- ・避難が必要とされる地域は、矢作川の洪水による想定最大規模の浸水想定区域のうち床上浸水が想定される区域とする。
- ・堤防の決壊前に浸水する範囲を絞り込むことが不可能であることから、浸水想定区域内のすべての住民を避難の対象者とする。

【解説】

国土交通省では、50cm未満の浸水深を床下浸水、50cm以上を床上浸水と定義しています。本計画は、矢作川水系矢作川洪水浸水想定区域図のうち想定される浸水深が50cm以上の区域を対象とします。ただし、実際の浸水は、居住地の地形や住宅構造などにより異なるため、個々の状況に応じて、適切な判断が必要となります。

4.区分と判断基準

- ・自主的な避難の呼びかけ及び避難情報の発令の基準は、下表のとおりとする。

表2 区分と判断基準

区分	判断基準
自主的な避難の呼びかけ	矢作川流域の24時間の積算降水量と今後24時間の予測の合計が600ミリメートルを超える場合
警戒レベル3 高齢者等避難	1：岩津水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）である7.80mに到達し、かつ、洪水予報により、引き続きの水位上昇が予想される場合 2：洪水予報、または、河川管理者からの通報で、岩津水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）である8.50mに到達することが予想される場合 3：洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	1：岩津水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）である8.50mに到達した場合、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合 2：洪水予報、または、河川管理者からの通報で、岩津水位観測所の水位が、計画高水位である10.89mに到達することが予想される場合 3：洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：矢作ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
警戒レベル5 緊急安全確保	1：氾濫発生情報が発表された場合 2：洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や大門雨水ポンプ場又は八帖雨水ポンプ場の運転を停止せざるを得ない場合 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合

表3 対象区域

対象区域
梅園、井田、愛宕、広幡、連尺、六名、三島、常磐、羽根、城南、岡崎、福岡、岩津、大樹寺、大門、細川、矢作東、矢作北、北野、矢作西、矢作南、六ツ美中部、六ツ美北部、六ツ美西部、六ツ美南部小学校区の浸水想定区域の居住者等

【解説】

市は、名古屋地方気象台及び国土交通省豊橋河川事務所の協力のもと提供される矢作川流域の 24 時間積算降水量の予測が 100 ミリメートルを超えた場合、「自主的な避難の呼びかけ」の実施について、検討を開始します。

検討開始後、気象予測が更新されるタイミングにおいて、それまでの矢作川流域の 24 時間積算降水量と今後 24 時間の予測の合計値を算出し、600 ミリメートルを超えることが予想された場合、市は「自主的な避難の呼びかけ」を実施するものとします。

「自主的な避難の呼びかけ」は、長時間先の気象予測等の不確実性を踏まえると、空振りとなる可能性も高いです。それでも発災後の被害を最小限にするために、たとえ空振りの可能性があるとしても、避難を行う必要性があることについて、住民や社会の理解を得る必要があります。

また、「自主的な避難の呼びかけ」は矢作川氾濫前に必ず実施されるものではないこと、「自主的な避難の呼びかけ」が実施されていない状況で避難情報（警戒レベル 3 高齢者等避難、警戒レベル 4 避難指示、警戒レベル 5 緊急安全確保）を発令する場合もあること、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル 3 高齢者等避難、警戒レベル 4 避難指示、警戒レベル 5 緊急安全確保の順に発令するとは限らず、状況の急速な進展によっては段階を踏まずに発令することがあります。

【今後の課題】

本基準は、現時点で考えられる基準で整理したものであり、今後、実際の運用等を重ねて改善していく必要があります。

5.対象者の避難行動及び避難場所

- ・避難行動は立退き避難を基本とし、一時的な避難とする。
- ・一定の条件下では、屋内安全確保も可能とする。
- ・急速に水害が進行した際には、緊急安全確保を行うものとする。
- ・いずれのケースにおいても、日頃から備蓄により備えるものとする。
- ・避難先は、自身を取り巻く環境や状況を加味した上で、自ら情報収集・判断し、選定するものとする。
- ・災害が切迫するにつれ、交通渋滞の発生が懸念される。矢作川の対岸への避難を行う際は、自主的な避難の呼びかけ後、極力早く行うものとする。

<避難先の候補地>

<u>避難場所の種別</u>	<u>車中泊場所の種別</u>
・親戚、知人宅	・指定緊急避難場所以外の公共施設 →公園、屋外運動場、駐車場等
・ホテル・旅館	・指定緊急避難場所の屋外運動場、駐車場
・指定緊急避難場所	・商業施設・工場 →立体駐車場、運動場、駐車場等
・学区市民ホーム	・高速道路サービスエリア
・子ども家	・安全な高台等
・公民館	
・安全な高台等	
・寺院	
・学校校舎	

【解説】

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの立退き避難が最も望ましいですが、避難場所までたどり着かなくても浸水想定区域外に離脱すれば被害を受ける危険性が少なくなることから、一時的な避難として安全な高台を目指すなども避難行動の一つとします。

屋内安全確保を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があります、居住者等が自ら確認・判断する必要があります。

- ①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域※1に存していないこと
- ②自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障※2を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ

電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

また、浸水想定区域内にある孤立するおそれが高い避難先については、逃げ遅れた時の最終手段と考えるものとしませんが、その場合も備蓄を持って避難する必要があります。

市は、浸水想定区域内の公共施設について、最大規模の浸水が発生した際に、「最上階までの浸水が想定されるため避難できない施設」と「屋内安全確保が可能な施設」にあらかじめ分類し、日頃より住民に明示することとします。

【今後の課題】

高台へ避難する住民は、自動車での避難が想定され、特に災害が切迫するにつれ交通渋滞の発生が懸念されます。混乱を避けるため、平時から避難のタイミングや避難先の明示、避難誘導についての啓発に取り組む必要があります。

浸水想定区域内にあるマンション、会社、商業施設等についても公共施設の避難場所と同様に「最上階までの浸水が想定されるため避難できない施設」と「屋内安全確保が可能な施設」に分類しておくことに取り組む必要があります。

車中泊避難については、適切な知識を持って実施しなければ、エコノミークラス症候群を発症することや、浸水が想定される場所に誤って避難する危険性などもあるため、車中泊避難が可能な場所や注意点を周知します。

避難行動のうち、市域を越えての避難を「広域避難」と呼びます。

市は、広域避難として災害時応援協定を締結している自治体を避難先候補とし、具体的な運用手順を整理するものとします。また、愛知県が締結している協定先（全国知事会、愛知県市長会等）の自治体についても避難先候補として整理し、避難先が不足する際は、愛知県を通じて避難先を確保するものとします。

浸水区域内の救出・救助、捜査の対象者や規模の目途を立てる上で、分散した避難者の把握が必要であり、情報集約体制の構築について検討します。

6.要配慮者対策

- ・要配慮者は可能な限り早く、浸水想定区域外への自主的な避難を実施するものとする。
- ・原則、入院・入所者の避難は施設の避難確保計画、在宅の避難行動要支援者は個別避難計画に基づくものとする。避難そのものがリスクになる場合は、屋内安全確保を目指すものとする。

【解説】

以下のような課題が考えられるため、要配慮者は浸水想定区域外へ自主的な避難を率先して実施するものとします。

- ・要配慮者の中には、電源の供給が途絶えることにより命にかかわる深刻な事態になる住民もいる。
- ・避難施設の中には、要配慮者が利用可能なトイレや車いすの移動に配慮した設備が設置されていない場合も考えられるため、避難後の生活が困難になる場合がある。

【今後の課題】

在宅の避難行動要支援者について、支援者や介助者の不在の場合、市は、個別避難計画により避難先としている施設を可能な限りあらかじめ把握し、氾濫発生前の対策により、福祉タクシー等の手配により避難先までの搬送を講じるものとします。

また、避難場所の開設の時期や優先順位等の具体的な内容については、関係者と協議し整備を進めるBCPやマニュアル等と合わせて決定してまいります。

7.避難手段及び避難誘導

- ・指定緊急避難場所など公共施設には駐車場に限りがあるため、公共交通機関又は徒歩・自転車による移動を原則とする。
- ・浸水想定区域外の親戚、知人宅や旅館、ホテル、安全な高台を目指す際の避難（車中泊避難含む）で自動車の収容が可能である場合は、自動車による移動も可能とする。
- ・公共交通機関又は徒歩による移動が困難な避難行動要支援者やその付添者が浸水想定区域外への避難を行う場合は、自動車による移動も可能とする。

【解説】

ほとんどの避難場所は、自動車の収容を想定していないため、公共交通機関又は徒歩による移動でないと、避難可能な人数に影響を与えてしまいます。また、自動車による避難が一時に集中すると渋滞が発生し、避難が間に合わないおそれがあるため、住民は自動車による避難を避けることを原則とします。

ただし、長距離の徒歩移動ができない避難行動要支援者や、遠方の施設等への移動は、自動車を使用することが現実的であり、その場合は、混乱を避けるため、可能な限り早いタイミングで避難を開始する必要があります。

【今後の課題】

公共交通機関又は徒歩による浸水想定区域外への避難を確実に実施するため、以下について取り組む必要があります。

- ・自動車による一斉避難を行わないよう住民に啓発していく必要がある。
- ・鉄道事業者、バス事業者等と、広域避難ができるよう対応等を検討、調整していく必要がある。
- ・徒歩避難について、橋梁等が混雑により利用できなくならないよう、交通規制等の対策について取り組む必要がある。
- ・住民に対して避難場所を伝達する方法について検討する必要がある。
- ・関係機関は、避難情報が発令された時の役割分担、実施体制について継続的に検討する。
- ・国、県及び市は、鉄道や橋梁が事故や混雑等により、利用できない事態を避けるための対策に取り組む必要がある。

要配慮者利用施設の管理者及び避難行動要支援者の支援者や介助者は、避難のための自動車の確保について検討する必要があります。

8.関係機関の役割・連携体制

- ・関係機関は、浸水想定区域外への避難の実効性を確保するために協力する。
- ・関係機関は、自主的な避難の呼びかけの実施、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令の判断に必要となる気象予測、河川情報、交通情報等について積極的に提供する。
- ・関係機関は、広域避難が実施できるよう社会的合意と実施に向けての啓発について、本市や近隣自治体とともに検討する。
- ・関係機関は、やむを得ず屋内安全確保や緊急安全確保を選択した住民を可能な限り短期間で救助するため連携する。

【解説】

本計画の関係機関は、次のとおりです。

- ・国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所
- ・名古屋地方気象台
- ・愛知県防災安全局災害対策課、愛知県西三河県民事務所防災安全課
- ・愛知県建設局河川課、愛知県西三河建設事務所維持管理課
- ・愛知県警岡崎警察署
- ・公共交通機関（名古屋鉄道（株）、東海旅客鉄道（株）、愛知環状鉄道（株））
- ・岡崎市消防本部

広域避難を含む浸水想定区域外への避難を実現するためには、水害に関する専門的な知見や、避難行動にかかわる情報の共有や関係機関との調整等が必要であり、早い段階で自主的な避難の呼びかけを実施するために、気象台や河川管理者が能動的に情報提供する必要があります。

【今後の課題】

関係機関は主体的かつ、連携する各関係機関と検討状況を共有することに留意しながら、広域避難を含む浸水想定区域外への避難を実現するための課題解決に向けて取り組む必要があります。また、各関係機関による訓練を実施し、体制の強化について取り組む必要があります。

関係機関は、災害の発生時期に関する予測精度を向上し、広域避難にかかわる迅速な意思決定に役立てることや、鉄道の運行状況や徒歩・自動車避難の混雑に関する情報を住民に発信する手段について検討する必要があります。

各関係機関が連携して広域避難に関する気運の醸成に資する情報発信に取り組む必要があります。

やむを得ず屋内安全確保や緊急安全確保をした要配慮者等の救助計画について、消防、警察等関係機関と連携して検討する必要があります。

また、交通機関からの情報を、住民の避難行動に役立てるための情報共有手法についても取り組む必要があります。

広域避難を含む浸水想定区域外への避難は、命を守る行動として社会全体が取り組まなければならないという気運の醸成がないと実現することは困難です。

9.治安対策

・避難により留守となった住居・施設への侵入窃盗防止対策のため、鍵かけなどの啓発を行うほか、パトロールの徹底等について検討する。

【解説】

治安維持への住民の不安（窃盗など）は、避難の妨げとなります。

【今後の課題】

パトロールの実施や警備会社の利用について、関係機関と協議、検討する必要があります。

10.意識の共有・普及、啓発

- ・浸水想定区域の住民及び社会全体が、大規模水害への理解を深め、自主的な避難行動を行う社会の実現を目指す。
- ・住民一人ひとりが、自身の災害リスクを把握し、発災時に慌てないよう、マイタイムラインの作成に努め、また、市は普及啓発をする。

【今後の課題】

浸水想定区域外への避難の実現を目指し、情報提供、啓発活動及び防災教育を推進する必要があります。また、自主的な避難の呼びかけを実施した時点で、学校の休校や催し物を中止する社会的な同意が得られる気運を醸成するよう取り組む必要があります。

Ⅲ. 今後の取組

近年、気候変動による災害が激化・頻発化しており、広域的な災害が増加しています。そのため、複数の市町村にまたがる「広域避難」の必要性が指摘されています。特に、平成 27 年の関東・東北豪雨では広域避難の事前検討不足が課題となり、平成 30 年には中央防災会議の下に設置されたワーキンググループにより検討が行われ、大規模な広域避難計画の策定手順が示されました。

このような中、甚大かつ広範囲にわたる被害が発生した令和元年東日本台風において、広域避難の課題が顕在化したことから、新たに水害からの広域避難に関する基本的な考え方が示されるとともに、災害対策基本法の一部が改正されました。

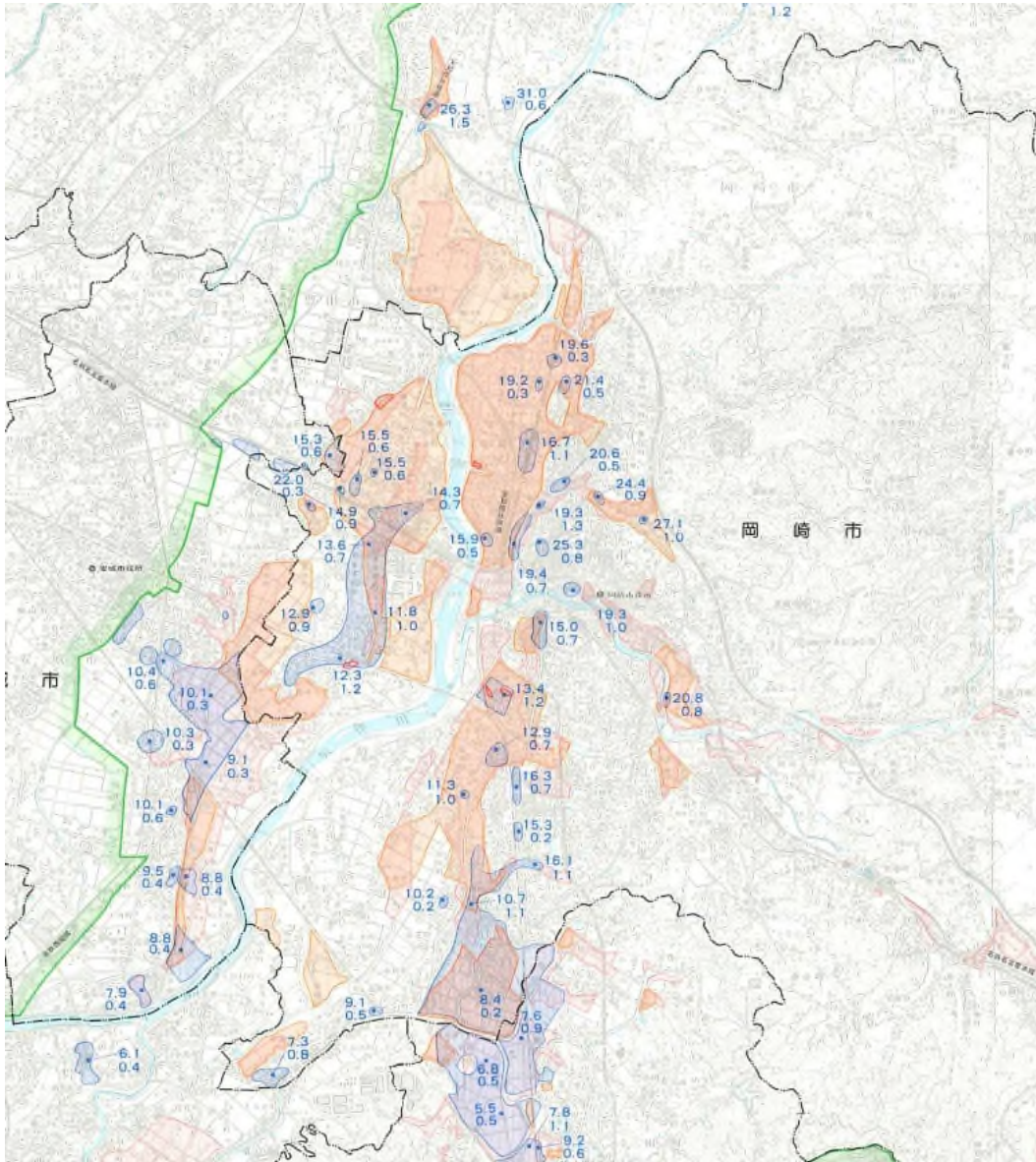
首都圏や中京圏では、広域避難に関する具体的な検討が各協議会で進められており、これらの動向に合わせ、矢作川避難計画は、今後も課題解決に向けた取組みと必要な修正を行ってまいります。

また、現時点の矢作川避難計画は、早期の自主的な避難について定めたものであるため、今後、実災害の対応策については、BCPや別途マニュアル等で整備を進め、本計画へ反映してまいります。

IV. 附属資料

1. 矢作川流域の浸水実績

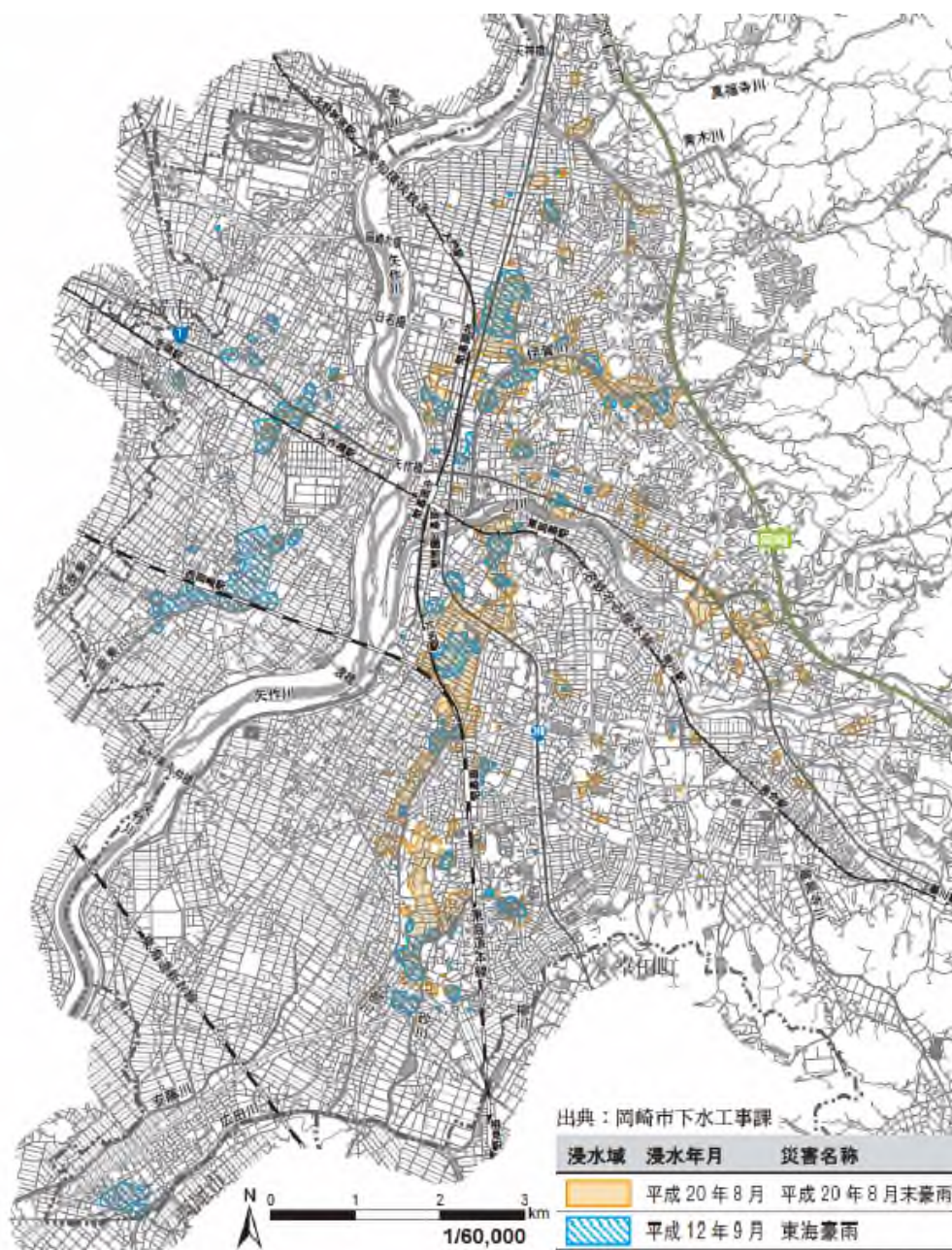
矢作川流域では、過去に何度か浸水被害が発生している。



(出典：愛知県矢作川流域浸水実績図)

※図には、内水氾濫や矢作川以外の河川氾濫による浸水も図示されています。

近年発生した大規模な被害は、東海豪雨と平成20年8月末豪雨である。



(出典：岡崎市水害対応ガイドブック)

2. アンケート結果

本計画の策定にあたり、以下のとおりアンケート調査を実施した。

【アンケート実施期間】

- ・ 令和3年2月1日(月)～2月19日(金)

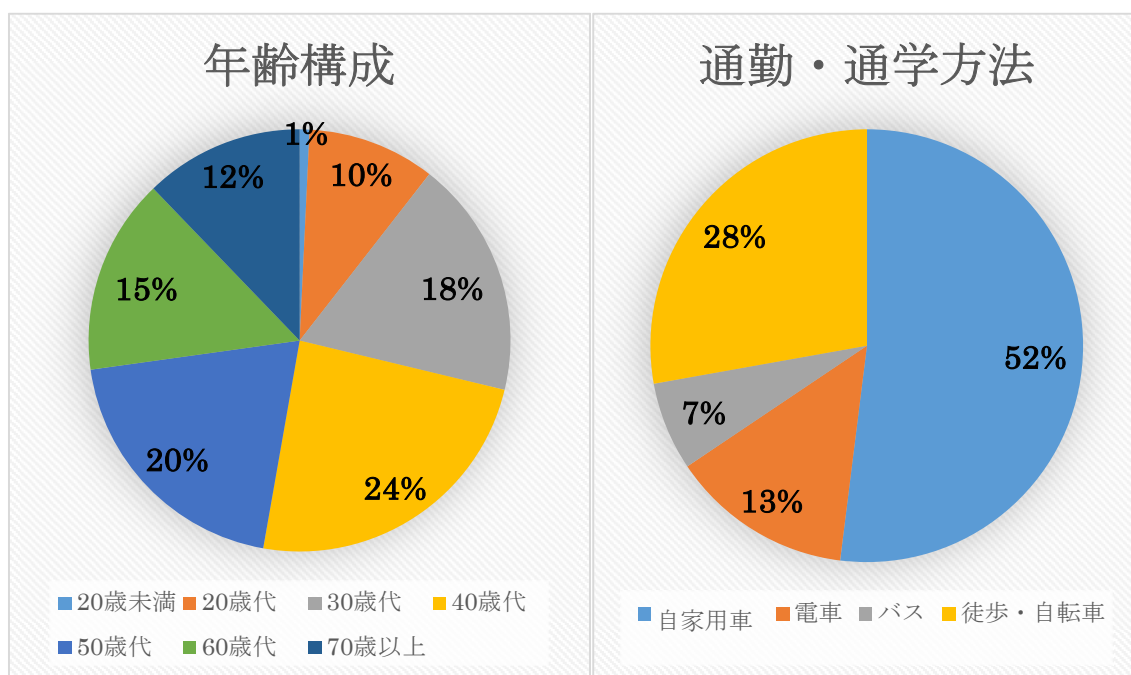
【アンケート方法】

- ・ 1,000世帯への無作為抽出による郵送（矢作川浸水想定区域内）
- ・ Google フォームを利用した、Web アンケート

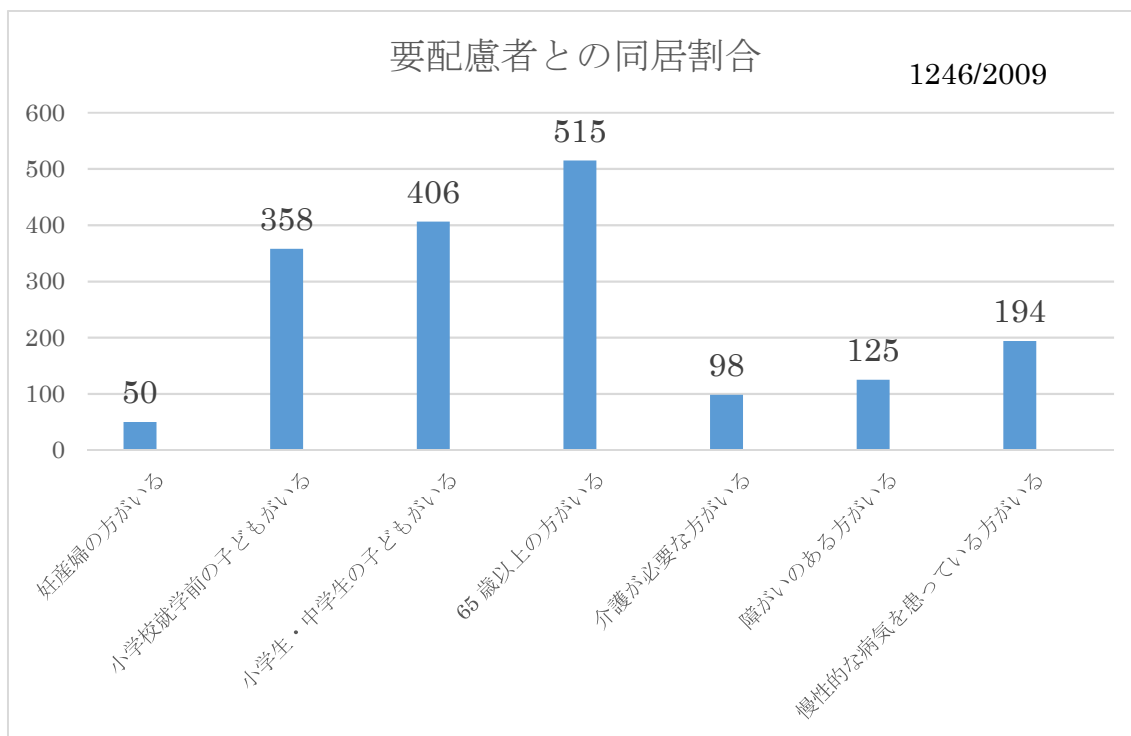
【アンケート結果】

- ・ 郵送： 496件
 - ・ Web： 1,514件
- 計 2,009件

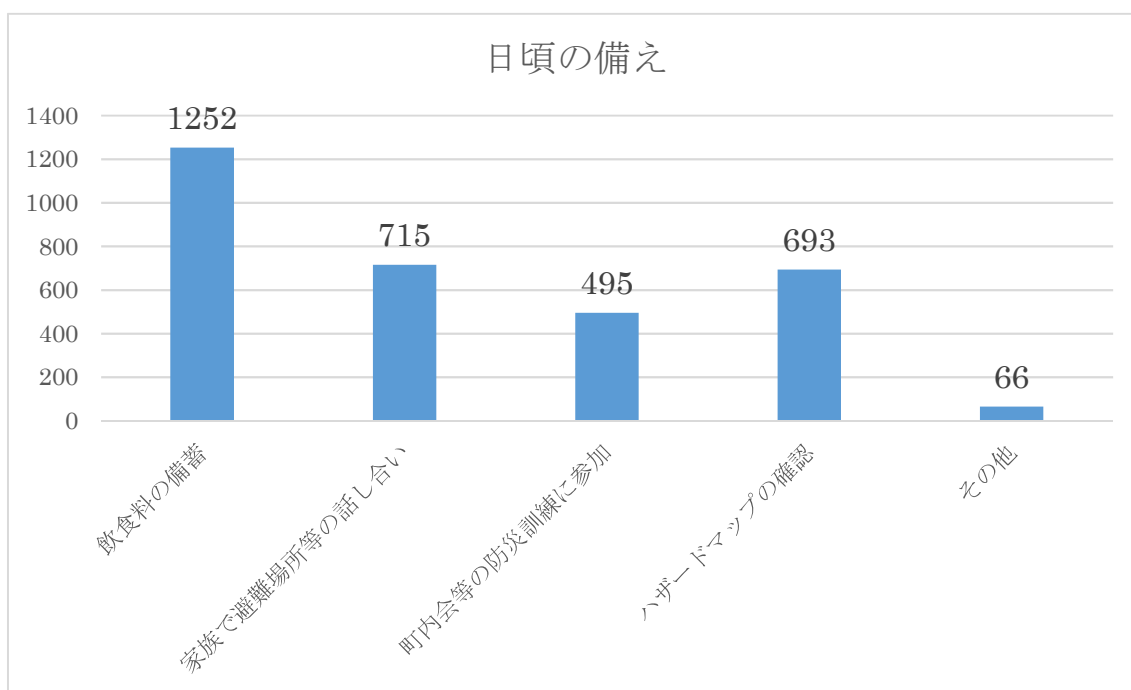
【個人の属性に関する回答結果】



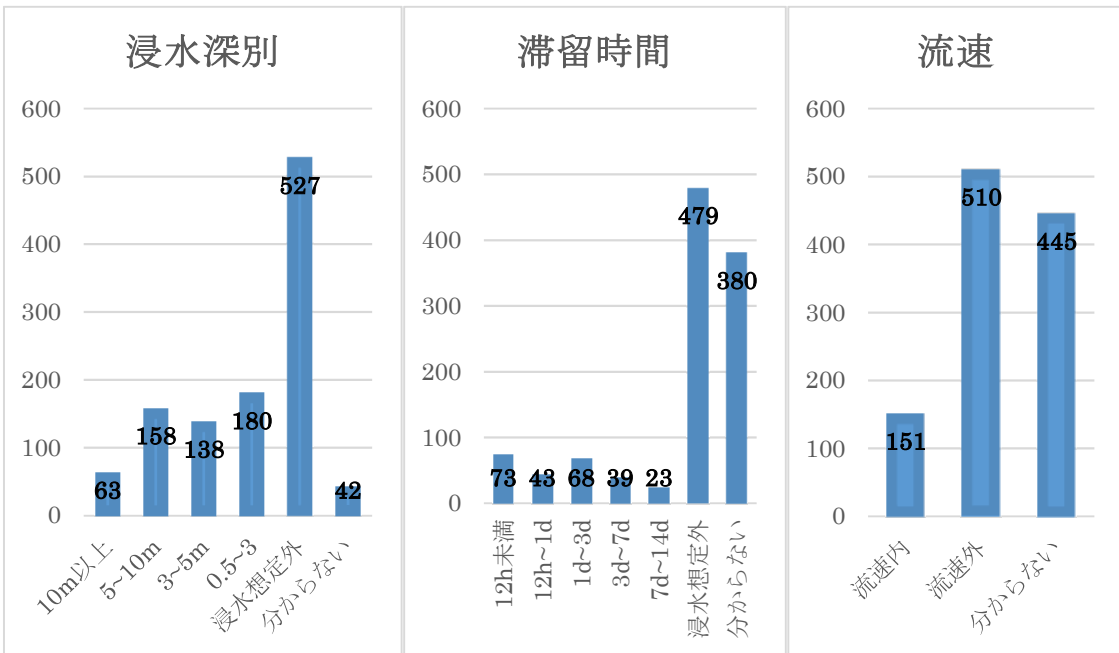
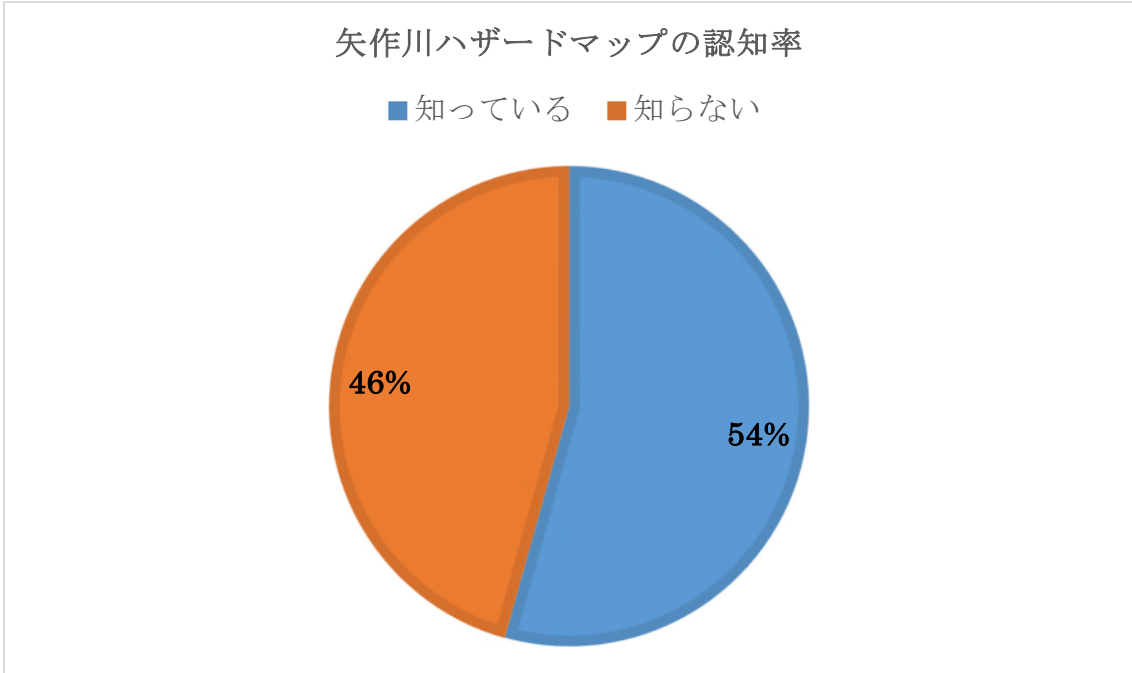
【要配慮者との同居割合】



【日頃の備えの実施状況】



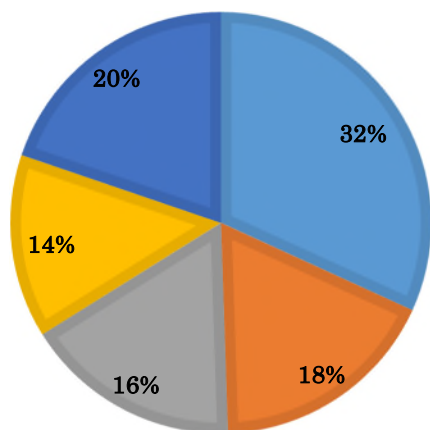
【矢作川ハザードマップの認知率】



【矢作川の氾濫による影響】

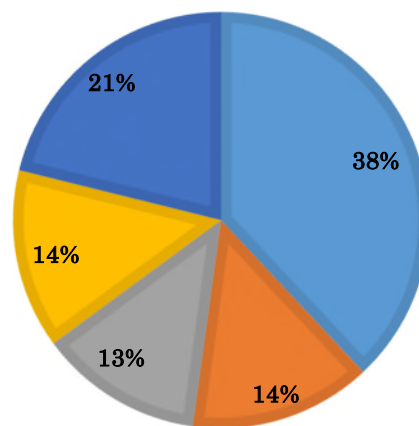
①生命・人体への影響

■1思う ■2 ■3 ■4 ■5思わない



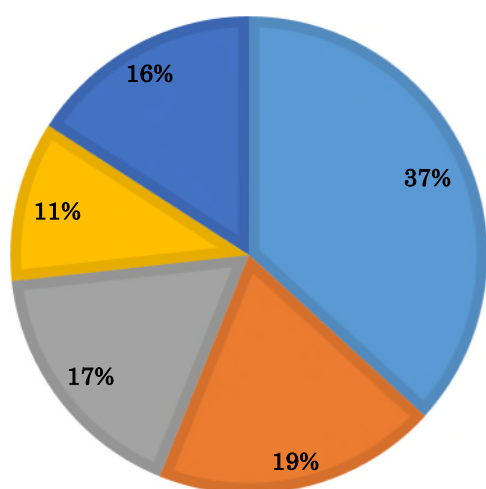
②住宅・財産の被害

■1思う ■2 ■3 ■4 ■5思わない



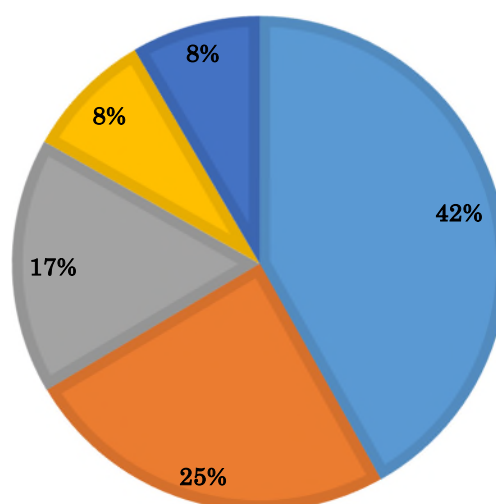
③会社や学校の浸水被害

■1思う ■2 ■3 ■4 ■5思わない



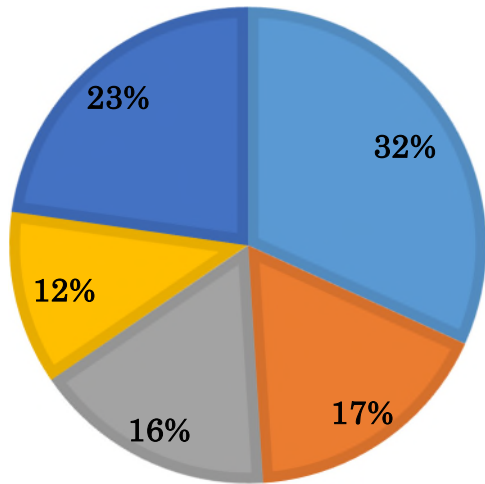
④長期的な浸水継続による生活環境

■1思う ■2 ■3 ■4 ■5思わない



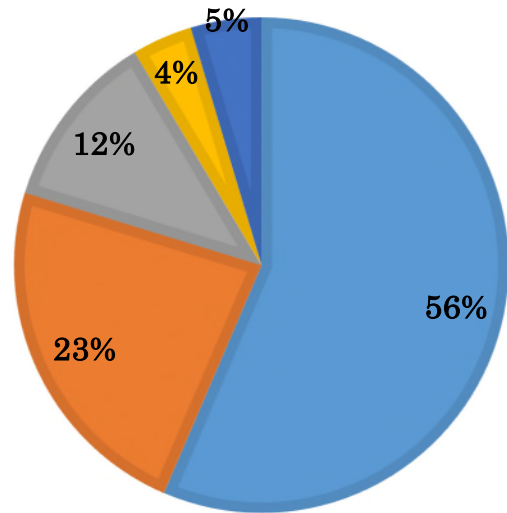
⑤最寄りの避難場所の浸水

■1思う ■2 ■3 ■4 ■5思わない



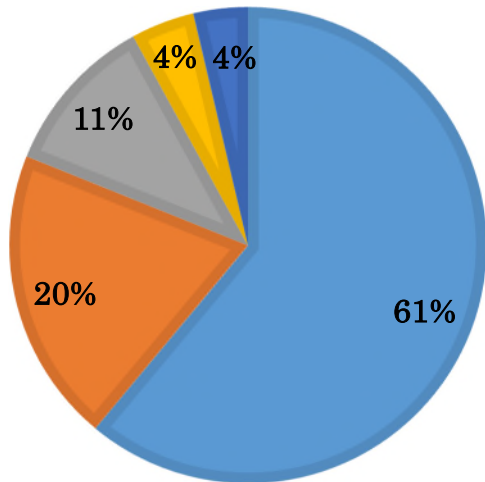
⑥道路や路線等の被害による移動障害

■1思う ■2 ■3 ■4 ■5思わない

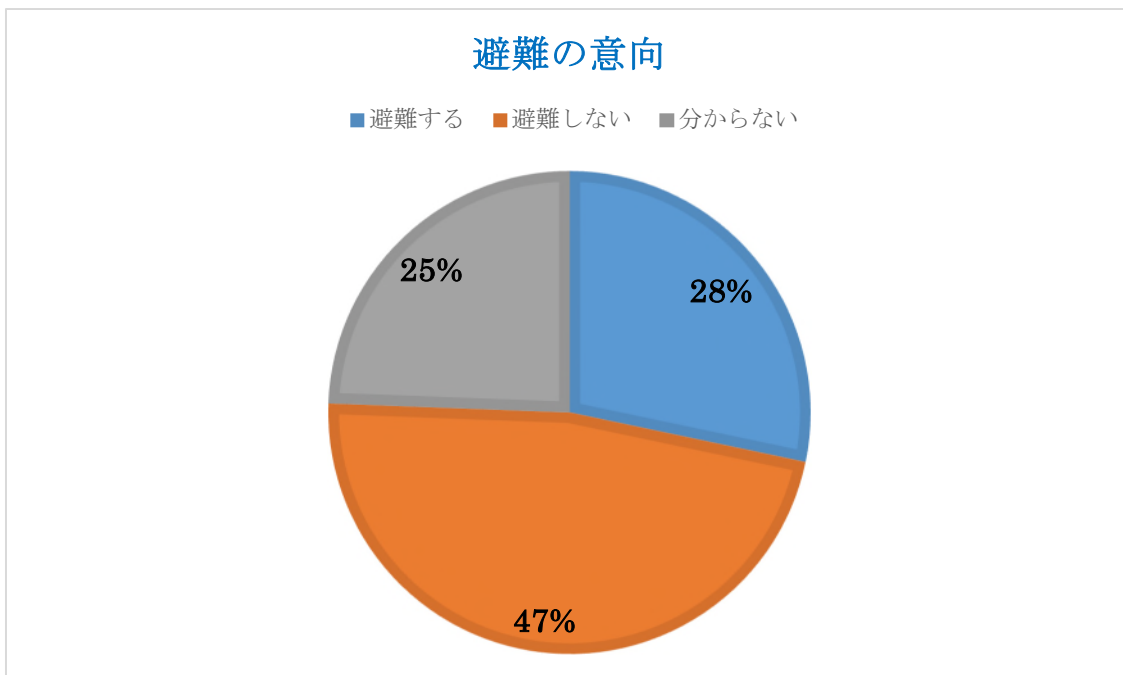


⑦大勢が避難することによる渋滞

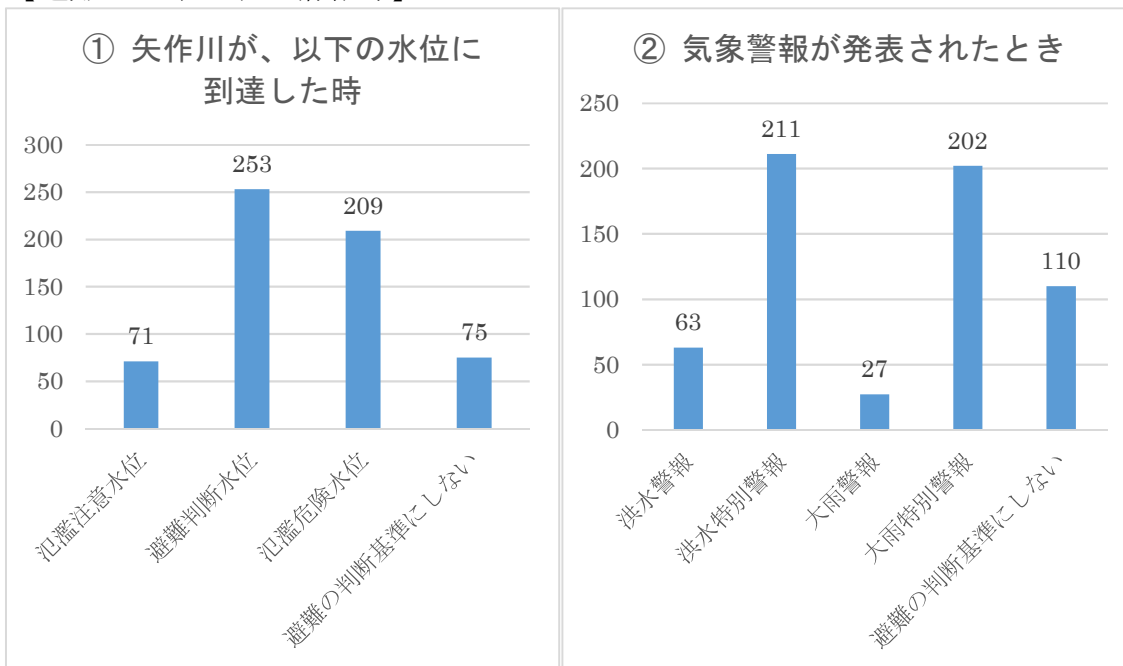
■1思う ■2 ■3 ■4 ■5思わない



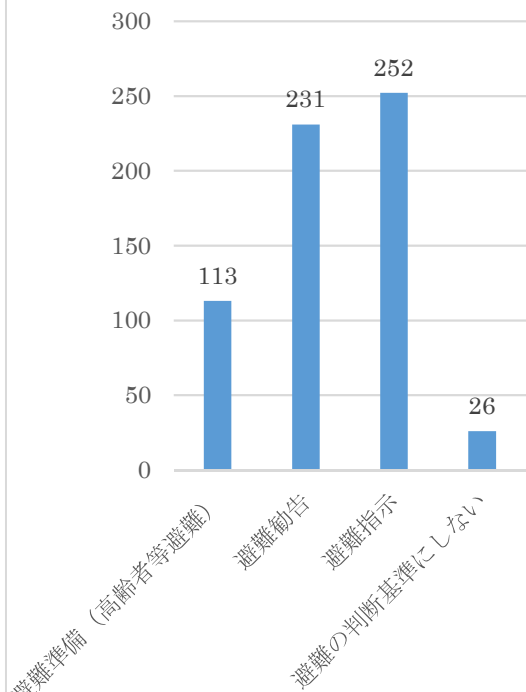
【矢作川に関する避難の意向】



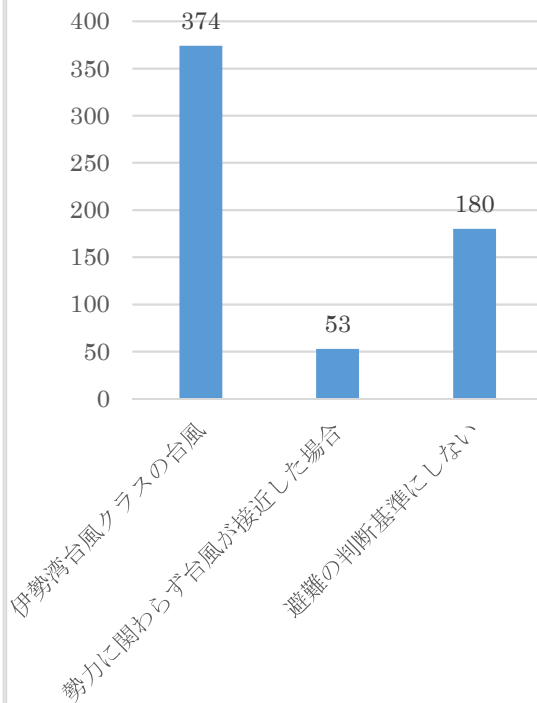
【避難の基準とする情報等】



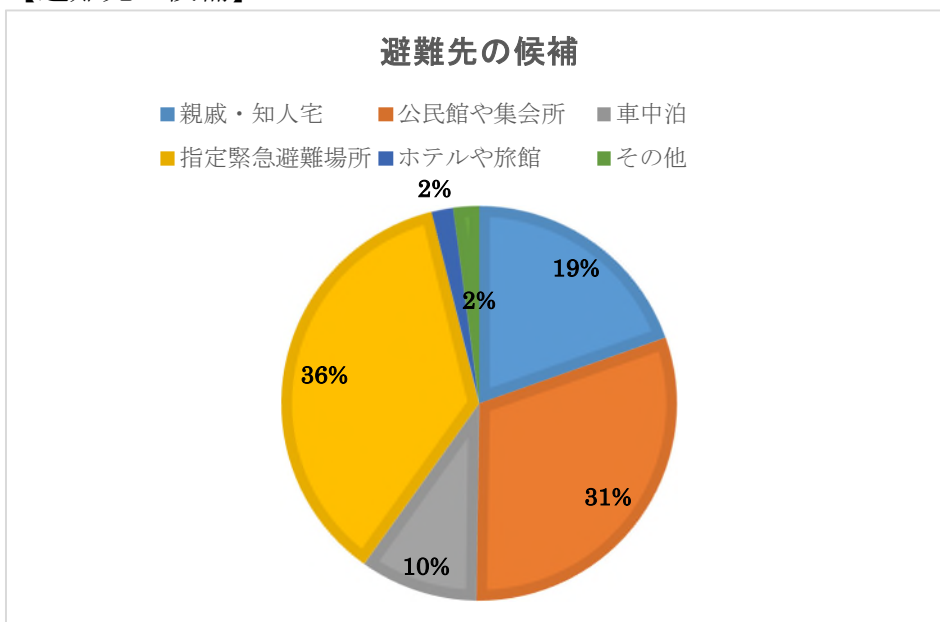
③ 市から避難に関する情報が発令されたとき



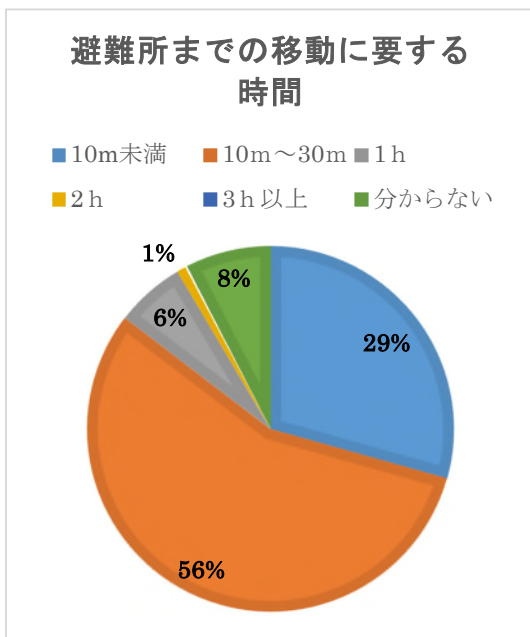
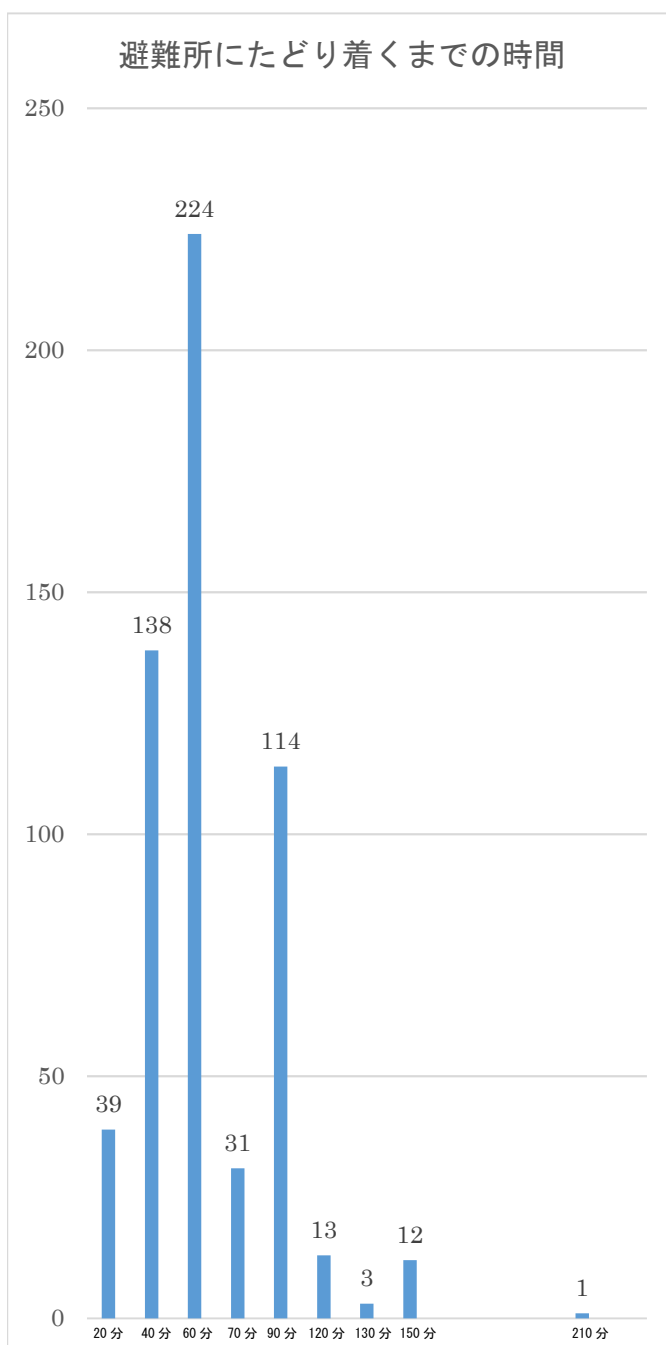
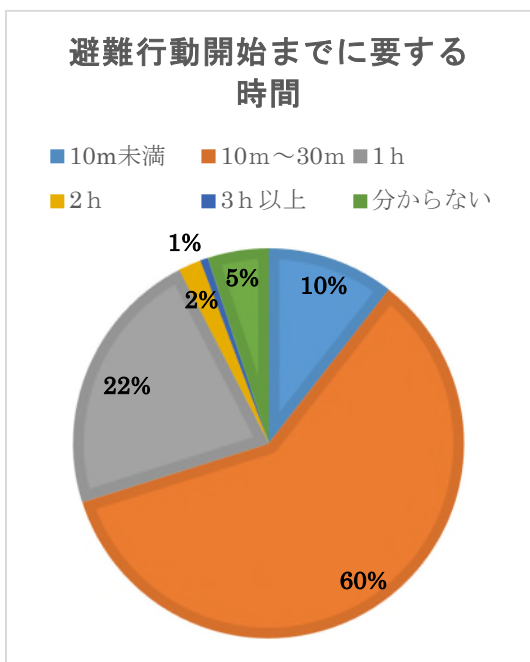
④ 勢力の強い台風が接近しているとき



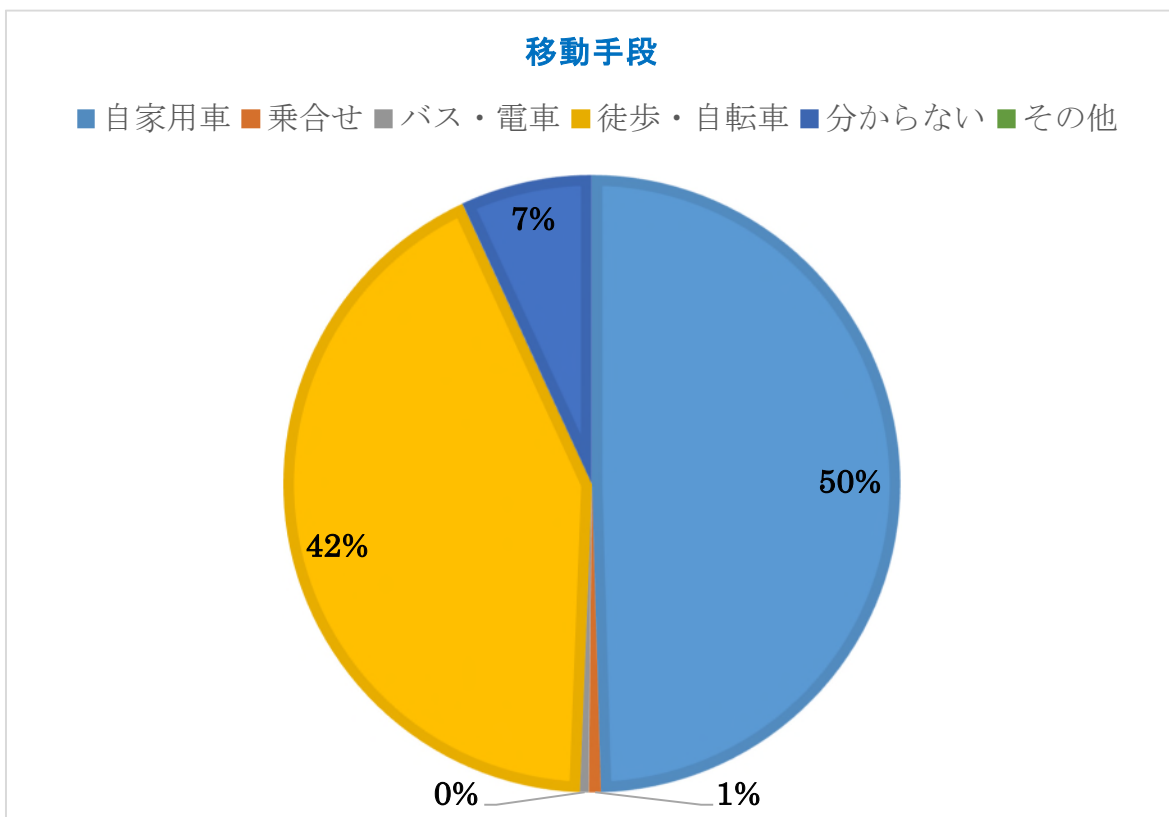
【避難先の候補】



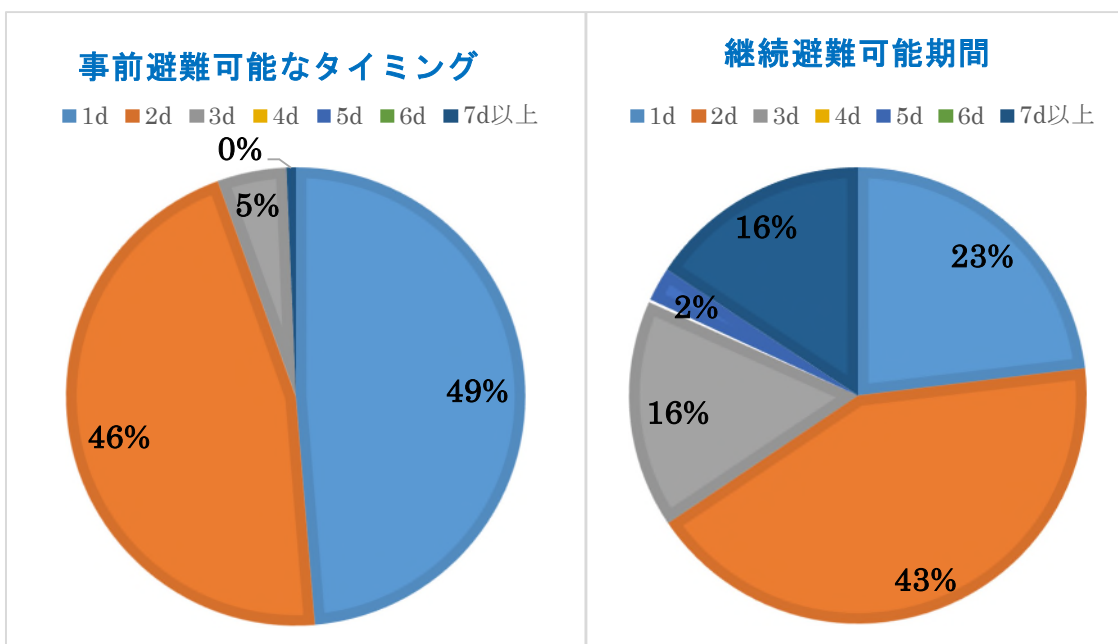
【避難に要する時間】



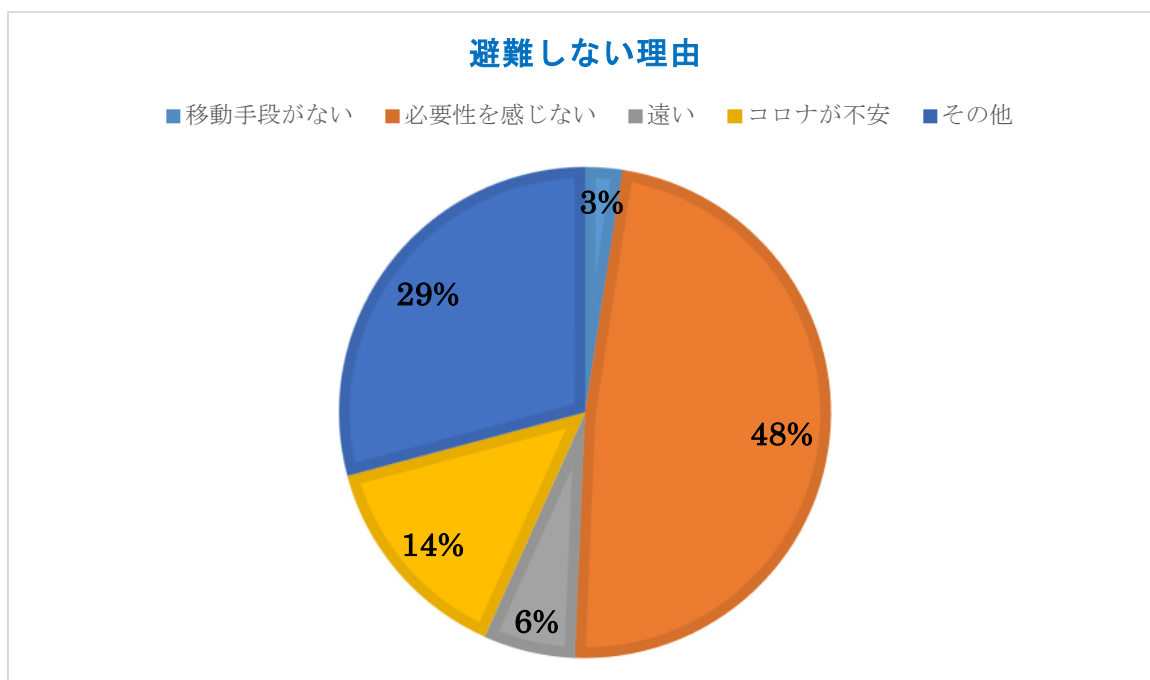
【避難する際の移動手段】



【事前避難可能な時間等】



【避難しない理由】



【情報の入手方法】

